

「あいちユース SDGs IDEA & ACTION」募集要項

1 趣旨

2015年の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、すべての人々にとってより良い未来を築くため、世界全体で2030年に向けた経済、社会、環境の3分野における17のゴールを設定しています。

SDGsの達成には、行政だけでなく、県民を始め企業・団体等の様々なステークホルダーがSDGsに対する認識を深め、行動することが重要です。

そこで、本事業では若い世代によるSDGsの取組を促進するため、大学生等のグループから、SDGs達成に向けて実施したい取組のアイデアを募集します。優れたアイデアについては、モデル事業として県が実施に要する経費を交付することにより、アイデアの実現を図ります。

2 本事業の応募・実施の流れ

時 期	内 容
2024年5月1日(水) ～6月28日(金)	① 大学生等のグループは、本書を確認の上、SDGs達成に向けた取組のアイデアを応募します。
2024年7月上旬頃	② 県は、応募のあったアイデアの中から、優れたものを <u>3件以内で選定</u> します。
2024年7月下旬 ～8月頃	③ アイデアが選定された大学生等のグループは、県と相談しながら、アイデアの実現に向けて詳細な内容を詰めます。
2024年9月 ～2025年2月	④ 上記③の内容に基づき、実際に取組を行います。この際、取組の実施に必要な経費は県が交付します（ <u>1グループにつき上限30万円</u> ）。
2025年3月下旬	⑤ 3月までに取組の成果をまとめて、愛・地球博記念公園において、愛知万博20周年記念事業の一環として大学生等のグループが発表を行います。

3 SDGs達成に向けた取組のアイデア募集 ※「2 本事業の応募・実施の流れ」①

(1) 応募資格

人数が2名以上のグループであり、全員が県内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校（4年生以上）、専門学校（高等課程を除く）のいずれかに在籍していること。

(2) 対象となる取組のアイデア

SDGs達成に向けて新たに実施する取組であり、次の要件をすべて満たすこと。

- ① SDGsの複数のゴール達成に資する取組であること。
- ② 県が交付する30万円以内で実現可能な見込みであること（自己資

金等を追加して 30 万円を超えるアイデアは対象外)。

- ③ 県内において実施する取組であること。
- ④ 遅くとも 2025 年 3 月上旬頃までに完了する取組であること。
- ⑤ 既存の取組を拡充して実施するアイデアの場合は、他分野への波及効果など、既存の取組を上回る効果が得られる見込みであること。
- ⑥ 本事業以外に補助金等の資金支援を受けておらず、かつ今後も受ける予定がないこと。

(3) 説明会の開催等

次のとおり説明会を開催します（事前申込不要）。

- 開催日時：第 1 回 2024 年 5 月 16 日（木） 午後 4 時から午後 5 時まで
第 2 回 2024 年 5 月 29 日（水） 午後 4 時から午後 5 時まで
- 場 所：オンライン開催（Microsoft Teams を使用）
- 参加方法：第 1 回、第 2 回ともに説明会開催日の 1 週間前を目途に、説明会参加用の URL を県のホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/press-release/aichiyouth-sdgs.html>）に掲載しますので、参加を希望する方は URL にアクセスしてください（当日は説明会開始時刻の 30 分前から入室可能）。
- その他：説明会に参加していなくても、アイデア募集への応募は可能です。

(4) 応募方法

ア 提出書類

- 応募申込書（様式第 1 号）
- SDGs 取組アイデア企画提案書（様式第 2 号）
※様式は、県のホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/press-release/aichiyouth-sdgs.html>）に掲載しますので、ダウンロードしてください。

イ 提出期間

2024 年 6 月 28 日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

ウ 提出方法及び提出先

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ①メール：kikaku@pref.aichi.lg.jp
- ②郵 送：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県政策企画局企画調整部企画課 企画第二グループ
※提出部数は 1 部です。

(5) その他

- アイデアの応募に要する経費は、応募者の負担となります。
- 提出された書類は返却しません。

4 アイデアの審査・選定 ※「2 本事業の応募・実施の流れ」②

7 月上旬頃、県が設置する審査委員会において、提出書類に基づく書面審査を

行い、優れたアイデアを3件以内で選定します。

選定結果は、2024年7月中に代表者に通知します。

＜主な審査基準＞

- ・学生ならではの発想を生かした独創的な取組であるか。
- ・SDGsのゴール達成に向けて効果的な取組であるか。
- ・SDGsの複数のゴール達成に資する取組であるか。
- ・実現可能な取組であるか。
- ・大学生等を始めとする若い世代を始め、個人、企業、団体等がSDGsに対する認識を深め、行動するきっかけとなるか。

5 アイデアの実現に向けた詳細検討 ※「2 本事業の応募・実施の流れ」③

7月下旬から8月頃まで、アイデアが選定された大学生等のグループは、アイデアの実現に向けて、県及び県が委託する事業者（SDGsの取組アドバイザー）と詳細な内容を検討します。

6 アイデアに基づく取組の実施 ※「2 本事業の応募・実施の流れ」④

（1）取組の実施

大学生等のグループが主体となって準備を行い、実際に取組を実施します。取組期間中には、県及び県が委託する事業者と定期的に打ち合わせを行い、取組が円滑かつ効果的に進められるようにします。

（2）取組の実施に要する経費

県が委託する事業者を通じて、取組の実施に要する経費を1グループにつき上限30万円の範囲内で交付します。交付する金額及び時期は、取組内容を踏まえて大学生等のグループ、県、県が委託する事業者と3者で協議の上、決定しますが、大学生等が自己資金から持ち出しを行うことが極力ないように、先渡しを原則とします。

（3）取組の実施に当たっての留意事項

- 交付の対象となる経費は、前述の「5 アイデアの実現に向けた詳細検討」の県との初回打ち合わせの日から、3月の成果発表会の日に至るまでの、取組の実現に要する実費が対象となります。人件費等の費用は対象となりません。詳細は、別紙「「あいちユース SDGs IDEA & ACTION」の交付対象経費」を確認してください。
- 交付の対象となる経費は、必ず領収書（旅費など領収書の入手が困難な場合は記録）を保管し、事業終了後にその写しを提出してください。領収書がない場合は、交付の対象とならない場合があります。
- 取組の記録（写真等）を残してください（成果報告書に必要になります）。

7 取組の成果発表 ※「2 本事業の応募・実施の流れ」⑤

（1）成果報告書の作成

取組の完了後、大学生等のグループは、県と相談しながら、取組実績及び

その成果を成果報告書としてまとめます。

(2) 成果発表会の開催

SDGs は、「自然の叡智」をテーマとして 2005 年に開催された愛知万博の理念と一致することから、2025 年 3 月下旬に、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）内の地球市民交流センターにおいて、愛知万博 20 周年記念事業のイベントの一環として、大学生等のグループによる成果発表会を開催します。

(3) 成果報告書の取扱い

○成果報告書は、本事業終了後に県のホームページ等において掲載する予定です。

○成果報告書の著作権は、県に帰属するものとします。ただし、大学生等のグループが所属する学内における無償利用は、県の承諾なく可能とします。

8 本事業の問合せ先

愛知県政策企画局企画調整部企画課 企画第二グループ

電話：052-954-6473（平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）

メール：kikaku@pref.aichi.lg.jp

「あいちユース SDGs IDEA & ACTION」の交付対象経費

大学生等のグループが、取組の実施に要する実費を交付の対象とします。
交付対象となる経費、交付対象とならない経費の例は次のとおりです。

＜交付対象となる経費の例＞

科 目	主 な 内 容
報償費	外部講師・専門家、出演者への謝礼
旅費	打ち合わせや取組の実施に必要な交通費、レンタカー、ガソリン代
原材料費	制作物の材料の購入費
消耗品費	取組実施に直接要する文具、書籍、消耗品等の購入費 (取組終了後も使用できるパソコンやプリンター、冷蔵庫等の耐久性のあるものは対象外とする。)
広報費	取組に用いるチラシやポスター等の作成・印刷代、ノベルティグッズ等の作成費
通信運搬費	取組実施に直接要する文書の郵送料・配送料等
賃借料	取組実施に直接要する会場借上料、機械・器具・設備等の備品借料、車両借上料等(グループ運営に当たり経常的に使用する事務用機器は除く。)
その他	その他、県が必要と認める経費

＜交付対象とならない経費の例＞

- ・応募グループの構成員に対する人件費、謝礼
- ・応募グループの管理運営費(事務所等の賃料及び光熱水費等)
- ・懇親会費
- ・領収書等の支出の証拠がない費用
- ・取組と関連性のない用途不明な費用
- ・その他社会通念上認められない費用